

平成28年度みやしろ健康福祉事業運営委員会  
第3回高齢者福祉部会 会議録

- 日 時 平成28年12月1日(木) 午後2時00分～午後3時45分
- 場 所 宮代町役場 2階 202会議室
- 出席委員 10名  
並木部会長、松尾委員、島村委員、長澤委員、斉藤委員、  
佐藤委員、新田委員、村元委員、伊藤委員、吉野委員
- 欠席委員 5名  
今西委員、久保委員、伊東委員、田口委員、鈴木委員
- 事務局 4名  
健康介護課：岡村副課長、飯山主幹、横内主幹、富田主査、
- 会議次第
  - 1 開会
  - 2 部会長あいさつ
  - 3 議題
    - 1) みやしろ健康福祉プラン—高齢者編—(高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画)の平成28年度の中間評価について
    - 2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について
    - 3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について
  - 4 その他
  - 5 閉会
- 会議概要
  - ◇議題1：みやしろ健康福祉プラン—高齢者編—(高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画)の平成28年度の中間評価について
    - ▼資料No.1「平成28年度みやしろ健康福祉プラン—高齢者編—進行管理評価表(中間評価)」をもとに、事務局から説明をしました。
    - ▼質疑・意見等は下記のとおり。
      - 島村委員：C評価やD評価とされている事業が多いと感じられるが、なぜ遅れているのですか。事務局の見解はどうなのでしょう。
      - 事務局：事業の進捗が遅れている事業の多くは高齢者支援担当が所管となっています。総合事業の構築など、今年度については法改正に伴う新たな業務が本格化するなかにおいて、どうしても業務のウエイトが偏ってしまうことから、思うように進捗していない事業があります。滞っている事業に関しては、業務の遂行方法について反省をさせていただき、今後、達成に向けて重点を置いて取り組んでいきたいと考えています。なお、「認知症初期集中支援チームの設置」については、B評価

とされていますが、上半期については情報収集を行うとしておりましたが、近隣市町においても検討を行っている段階でありましたことから、当初の目標を達成できていないということです。D評価に修正をさせていただきます。

島村委員：介護保険法の改正によって、国や県から示されたことを行うことから、市町村が独自に考えて進めていくことになり、業務が大変になっていると思いますし、このような結果となることもわかります。

この部会については、事業の評価を行う場でありますので、このままの進捗状況が続くとすると、部会での進行管理はどうなっているのかということにもなります。

並木部会長：評価は今年度の最終評価も行うことになっていますよね。

事務局：評価としましては、年度ごとに評価を行うこととなりますので、来年度早々には、今年度の最終評価をお示しさせていただくこととなります。また、このプランについては、3年間の計画となっていますので、最終年度には3年間の評価を行わせていただくことを考えています。

並木部会長：各事業の期間が決まっていて、今後も見通しが芳しくないとなった場合において、達成基準を修正するという方法はあるのですか。

事務局：業務を進める上で、現実からかけ離れた達成基準である場合には、修正をさせていただくことは考えられますが、基本目標を見直すことは計画自体の見直しとなりますので、基本的には、達成基準とその方法、手段を見直しさせていただくこともあるかと思います。

島村委員：達成基準について見直しをすることは現実的ではないと思います。年度末までには時間もありますので、達成に向けて励んでいただいて、できるだけ、達成基準に近づけていただくことでよろしいのではないかと思います。

#### ◇議題2：新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

▼資料No.2「介護予防・日常生活支援総合事業」をもとに、事務局から説明をしました。

▼主な内容は

- ・介護保険法の改正より、地域包括ケアシステムの構築に向けた重点化・効率化として、介護予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）」に移行されることとなり、本町での検討した概要については第2回高齢者福祉部会において提示させていただいたが、費用面や訪問型サービスにおける「町が指定する研修の修了者」の考え方をまとめたことから、その報告をさせていただくものです。

- ・総合事業においては、本町では訪問型サービスでは「現行の介護予防訪問介護相当」と緩和した基準による「訪問型サービスA」を、通所型サービスでは「現行の介護予防通所介護相当」と緩和した基準による「通所型サービスA」を、それぞれ平成29年4月から開始することとしています。
- ・同事業においては、他に訪問型サービスでは「訪問型サービスB」や「訪問型サービスC」等や、通所型サービスでは「通所型サービスB」や「通所型サービスC」、「栄養改善を目的とした配食」などのその他の生活支援サービスもあるが、住民等のボランティアが主体となることや既存の事業等の整理の必要性などから、平成29年4月時点での枠組みの中には位置づけず、関係団体などとの協議、調整を図りながら検討を進めていき順次、多様なサービスの提供体制を整えていくこととしています。
- ・訪問型サービスにおける「訪問型サービスA」において、人員基準として設ける『町が指定する研修の修了者』については、本町独自のヘルパー認定制度として、介護福祉士やヘルパー資格を有していなくても町が指定する研修を受講することで「宮代町認定ヘルパー」として認定し、訪問型サービスAの従事者となることを可能とするものである。研修内容については、介護保険制度、高齢者の特徴と対応、認知症の理解、コミュニケーション手法などのカリキュラムとする予定です。
- ・訪問型サービス及び通所型サービスにおける「現行の介護予防訪問介護相当」及び「現行の介護予防通所介護相当」については、現在のサービス内容、基準と同じであり、単価についても国が定める額が上限とされていることから、国が定める額と同額とする。
- ・「訪問型サービスA」については、専門的な対応を必要としない家事援助を提供すること、従事者を介護職員初任者研修修了者等の資格所有者のほか、町が指定する研修の修了者とするなどの緩和した人員基準や運営基準とすることから、「現行の介護予防訪問介護相当」の8割程度の210単位とし、1回当たりの設定とする。
- ・「通所型サービスA」については、送迎を要件としないこと、食事・排泄・入浴介助が不要となることから現行サービスよりも不要となる業務が見込めること、及び既存の施設、設備を活用できること等により、現行サービスの7割程の265単位／事業対象者・要支援1（3時間以上）、272単位／事業対象者・要支援2（3時間以上）とし、送迎を実施する場合については、別途24単位／片道を加算とする。
- ・総合事業の概要については、これまでに町内の事業所を対象として2回説明会を開催したが、2回目の説明会において実施意向の確認をした結果、訪問介護事業所については、「現行の介護予防訪問介護相当」への意向が7事業所中6事業所、「訪問型サービスA」への意向が6事業所となっている。また、通所介護事業所については、「現行の介護予防通所介護相当」への意向が9事業所中7事業所、「通所型サービスA」への意向が5事業所となって

いる。なお、既存事業所の中には検討中や未回答の事業所があるため、最終的な数値ではありません。

▼質疑・意見等は下記のとおり。

島村委員：事業所の意向調査の結果については、全事業所の意向が出されていないということであったが、事業から撤退する事業所があつて現在の事業所数よりも意向希望の事業所数が少なくなっているのではないということよろしいですか。

事務局：事業から撤退するとの回答をいただいた事業所はありません。検討中や回答自体を出されていない事業所があるためにこのような結果となっているものです。なお、「訪問型サービスA」への新規参入の意向をいただいているのは、シルバー人材センターとなっています。また通所型サービスにおいても、新たに事業を行いたいとの相談を受けている事業所もあります。

島村委員：「認定ヘルパー制度」について、前回の部会においても質問をさせていただきましたが、宮代町ではこれまで「生活・介護支援サポーター」事業として、人材の養成事業を行って来ていまして、これまでに多くの修了者が輩出されていると思います。それらの方においては、この制度の講習を受けたものとみなすことはできないものかと質問をさせていただきましたが、その点についてはどうなりますか。

事務局：「認定ヘルパー」で設定する研修項目のうち、「生活・介護支援サポーター」で履修していない項目を、「認定ヘルパー」において学んでいただくことで、追認をできるように考えています。例えば、「認定ヘルパー」での研修項目が7項目とした場合に、「生活・介護支援サポーター」では6項目を学び、1項目が不足しているとしたら、その不足する1項目を「認定ヘルパー」の研修で学んでもらうことにより、追認をするということです。

島村委員：そのような追認の考え方はよいことであると思います。「生活・介護支援サポーター」の養成については、町から、きらりびとみやしろが受託され10年以上実施しています。平成27年度の実施目的としては、「地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、市民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービスの担い手として、生活・介護支援サポーターを養成する」されており、まさに介護保険制度が改正され、今後は市民やNPOなどの地域資源を活用してのサービスを行うこととされています。宮代町において、すでに先進的に取り組んできているものですので、自信をもって取り組んでもらいたいと思います。

事務局：「認定ヘルパー」においては、設定する研修項目に対して、同等以上の研修・上位の研修を受けた場合には追認させていただくことを考

えています。不足している項目については、「認定ヘルパー」におけるその研修項目を受ける、また既に受講してから相当の年月が経過していることも考えられますので、その辺りの取扱いを整理させていただき、追認をさせていただこうと考えています。なお、他の研修を受けていても「認定ヘルパー」による研修を受けていただくことは差し支えないと考えていますので、そのようなことを含めての制度にしたいと考えています。

また、法改正により、住民主体によるサービスの提供・活動として、訪問型サービスの住民主体による支援として、訪問型サービスBや通所型サービスのサービスB、その他の生活支援サービスにおける住民ボランティア等が行う見守りが設けられましたので、「認定ヘルパー」のみならず、「生活・介護支援サポーター」を修了された方々については、引き続きそちらへの活動にも活かしていただこうと思っています。

並木部会長：他の市町村においても、同様なことが行われるのですか。

事務局：白岡市においては11月から総合事業を開始していますが、認定ヘルパー制度も行うということになっているようです。白岡市では市が研修を行うのではなく、事業所が雇用した方に対して研修を行うこととしているようで、市町村によって様々な研修方法をとっています。

並木部会長：例えば、白岡市の認定ヘルパーが宮代町で活動をしたいとなった場合にはどうなるのですか。

事務局：本町で行う認定ヘルパー制度での研修よりも上位となる研修項目を受けていることが確認できる場合には、本町での追認を行うことで、活動ができるような制度とすることで考えています。

並木部会長：研修の費用はどのくらいになるのですか。

事務局：テキスト代程度を実費負担していただこうと考えています。

#### ◇議題3：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について

▼資料No.3「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査(案)」、資料No.3-①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、資料No.3-②「在宅介護実態調査」、資料No.3-③「介護予防・日常生活圏域ニーズ等調査」をもとに、事務局から説明をしました。

##### ▼主な内容は

- ・みやしろ健康福祉プラン—高齢者編—（高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）を策定するために、要介護者を含む高齢者の生活状況やサービスニーズ等を把握し、計画策定のための基礎資料として活用するために調査を行うものです。
- ・計画の策定自体は平成29年度となりますが、今回実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」による結果から見えてくる課題や介護保険サービス、地域訪問活動等によるニーズ、課題等をもとに、

分析を行い計画の策定につなげていくものです。

- ・調査については、大きく分けると「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の二つの調査となります。それぞれは国が示した調査内容を主体として、町独自の設問も設定し、調査内容を組み立てています。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、65歳以上の介護認定を受けていない高齢者の方1,000人を対象として、生活実態や介護予防の取組み、心身・生活の状況を把握するための調査を行います。また、要支援認定を受けている方に対しては、介護サービス等の利用意向や介護に関わる方の実態把握も含めての調査として、「在宅介護実態調査」による要素も兼ねての調査とさせていただくこととしています。いずれの調査については、郵送による調査方法とします。
- ・一方、「在宅介護実態調査」については、高齢者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた効果的なサービス利用を把握するために、要介護認定を受けて在宅で生活をしている方とその介護者を対象として実施するもので、300件を対象として、サービス利用の状況、介護者の就労状況等を調査することとなります。調査については、要介護認定の更新・区分変更の申請により、介護認定調査を受けられる際に認定調査員による聞き取りでの調査と、郵送での調査の二通りの方法で行うこととしています。
- ・いずれの調査についても、国が「必須項目」又は「基本調査項目」として設問を設定したものがあり、これについては必ず実施することが求められています。一方、「オプション項目」又は「オプション調査項目」とされた設問については、設問として設定するかは市町村が任意に決められることとされています。今回の調査においては、前回調査からの経年比較ができる項目、より詳細に状況を把握できる項目を設定することとし、他の設問により把握できるものなどは設定しないこととしています。

▼質問及び意見はありませんでした。

#### ◇次第 4 その他

▼事務局からの報告事項等及び委員からの提案、要望等はありませんでした。